

## 市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市税納付確認 同意記入欄	私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
同意する場合、以下の申請者欄をご記載の上、《行政サービス所管課》に提出してください。	
同意しない場合、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《行政サービス所管課》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。税務課で確認印を受ける場合、多少お時間を要する場合がありますので予めご承知置きください。	

※申請者は、申請者欄を自筆でご記載ください。法人の場合、代表者印を押印してください。

※なお、代理人が申請に来庁する場合のみ、委任欄まで記載し、押印してください。

申請者欄	申請者	住所	
		氏名・名称（カナ）	
		氏名・名称	印
		生年月日（法人は不要）	明・大・昭・平 年 月 日
委任欄	代理人 （窓口に来られる方）	住所	
		氏名	
	上記の者を代理人と定め、 市税納付確認に関する事項 について委任します。	委任者（申請者）氏名	印
使用目的	船橋市（ ）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（ ）		

(市記入欄) ※以下には記載しないでください。

	住民（法人）コード								
税目、本人確認書類チェック欄					税務課確認欄				
船橋市税全税目					本人確認書類	滞納なし (日付入確認印)			
					<input type="checkbox"/> 運転免許証、 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）				
年度・税目指定欄 (指定ある場合のみ)					(確認日記入)				

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日より3か月間とします。

船橋

内部照会に同意する場合、市税納付  
確認書は、各行政サービス所管課に  
ご提出ください。

同意しない場合、税務課に持参し、  
納税確認をしてください。

(記載例)

提出日：令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

### 市税納付確認書

申請する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに

市税納付確認  
同意記入欄

同意します 同意しません

同意する場合、以下の申請者欄をご記載の上、《行政サービス所管課》に提出してくだ

同意しない場合、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《行政サ  
ください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場  
参ください。税務課で確認印を受ける場合、多少お時間を要する場合がありますので予めご承知置

内部照会に同意するか、  
申請者本人が来庁する場  
合は、申請者欄のみ記載  
してください。

※申請者は、申請者欄を自筆でご記載ください。法人の場合、代表者印を押印してください。

※なお、代理人が申請に来庁する場合のみ、委任欄まで記載し、押印してください。

申請者欄	申請者	住所	千葉県船橋市湊町2丁目10番25番		
		氏名・名称(カナ)	フナバシ タロウ		
		氏名・名称	船橋 太郎 <span style="float:right">印</span>		
		生年月日(法人は不要)	明・大・昭平	〇〇年	〇〇月 〇〇日
委任欄	代理人 (窓口に来られる方)	委任者氏名は、必ず委任者(申請者)が自筆してください。	千葉県船橋市湊町2丁目10番25番		
			船橋 花子 <span style="float:right">印</span>		
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者(申請者)氏名	船橋 太郎 <span style="float:right">印</span>		
使用目的	船橋市(船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金)申請に伴う納税確認のため 提出先部署名:(下水道河川管理課)				

申請者印を押印してくだ  
さい。法人は代表者印を押  
印してください。

代理人を定める場合、委任者  
(申請者)印を必ず押印して  
ください。法人の場合、代表  
者印を押印してください。

(市記入欄) ※以下には記載しない

以下は税務課の記入欄なので、  
記載しないでください。

住民(法人)					
税目、本人確認書類チェック欄			税務課確認欄		
船橋市税全税目		本人確認書類 □運転免許証、□パスポート □その他( )	滞納なし (日付入確認印)		
年度・税目指定欄 (指定ある場合のみ)			(確認日記入)		

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日より3か月間とします。